

平成 23, 24 年度厚生科学研究費補助金（地球規模保健課題推進）研究事業
国際標準化機構（ISO）及び国際電気標準会議（IEC）における医療機器の各種国際規格の
策定に関する研究（H23-地球規模-指定-003）

医療機器規格・基準の国際標準化戦略に係る政策的提言

研究代表者

平成 23 年度 小野 哲章 滋慶医療科学大学院大学医療管理学研究科医療安全管理専攻
平成 24 年度 齋島 由二 国立医薬品食品衛生研究所 医療機器部

研究分担者

平成 23 年度 齋島 由二 国立医薬品食品衛生研究所 医療機器部
松岡 厚子 国立医薬品食品衛生研究所 医療機器部
横井 英人 香川大学医学部附属病院 医療情報部
平成 24 年度 小野 哲章 滋慶医療科学大学院大学医療管理学研究科医療安全管理専攻
松岡 厚子 国立医薬品食品衛生研究所 医療機器部
横井 英人 香川大学医学部附属病院 医療情報部

研究協力者

池野谷崇臣	日本医療機器学会	曾根原誠	電子情報技術産業協会
犬飼香織	テルモ株式会社	竹下道孝	日本ゴム工業会
岩崎清隆	早稲田大学先端生命医科学 センター	竹ノ内美香	テルモ株式会社
岩橋四郎	日本光学工業協会	竹花一哉	関西医科大学内科学第二講座
浦富恵輔	日本医療器材工業会	内藤正章	日本光電工業株式会社
大熊一夫	日本歯科大学新潟生命歯学部歯科 理工学講座	内藤正義	日本医療機器産業連合会
小倉英夫	日本歯科大学新潟生命歯学部歯科 理工学講座	中山雅晴	東北大学病院 循環器内科
加藤英夫	日本臨床検査標準協議会	野田 穆	日本歯科商工協会
香取輝美	食品薬品安全センター秦野研究所	野間貴久	香川大学医学部循環器・腎臓・ 脳卒中内科
鹿糠実香	テルモ株式会社	橋本 隆	日本歯科材料器械研究協議会
神谷正己	日本画像医療システム工業会	平井正明	日本光電工業株式会社
合田忠弘	九州大学大学院総合理工学研究院 融合創造理工学部門 電気理工学講 座	廣瀬志弘	産業技術総合研究所 ヒューマン ライフテクノロジー研究部門
駒木秀明	日本ファインセラミックス協会	福井千恵	国立医薬品食品衛生研究所
斎藤健一	日本ゴム工業会コンドーム協議会	三村智憲	株式会社日立ハイテクノロジース
坂口圭介	テルモ株式会社	宮田文隆	日本歯科器械工業協同組合
新藤智子	財団法人 食品薬品安全センター 秦野研究所	村松寛昭	日本歯科材料工業協同組合
鈴木数広	日本医療器材工業会	室田知美	テルモ株式会社
		山影康次	食品薬品安全センター秦野研究所
		山口典久	株式会社ニデック
		山下克巳	日本医療機器工業会
		山本佳子	日本歯科材料器械研究協議会

医療機器規格・基準の国際標準化戦略に係る政策的提言

1. はじめに

近年、国際市場の拡大に伴い、医療機器に関する各国の法規制を整合化する動きが活発化している。GHTF ではグローバルな整合作業が進められており、その他、ISO や IEC では医療機器の性能や試験法等、有効性と安全性に関する各種規格・基準の国際整合化が行われている。医療機器については、品質維持の観点から国内法規への適合が求められると共に、主に通商上の観点から国際規格への適合も要求される。すなわち、我が国の優れた製品を世界的に流通させるためには、日本の国内法規における要求事項を反映した国際規格を作成し、運用することが最適と言える。また、日本は医療機器開発において先進的な技術力を持つことから、国際的な優位性を確立することが可能な状況にある。例えば、製品や材料の性能評価等に関する技術については、差別化による高付加価値化を狙い、新たな市場を開拓していくことが重要である。このため、研究開発段階から標準化を視野に入れたプロジェクトを推進すると共に、国際標準策定に必要なデータ取得、ラウンドロビント等産業界と一体となり推進することが必要である。

このような背景の中、現在までに国内の医療機器の評価手法、必要な基準の策定、国際的な整合等に関する研究や活動は行われて来ているが、日本発の良質な医療機器を障壁なく国際的に進出させる環境を整備する戦略的な研究は厚生労働省において実施されていない。本研究では、医療機器関係業界と連携を図りつつ、国際的に提案できる基準の選別や原案策定過程への提案を含めて、国家的にサポートする体制の構築について検討し、国際標準化に関する戦略的な考え方や提案可能な具体的な基準等について取りまとめた。本研究において得られた知見に基づき、厚生労働省、国立医薬品食品衛生研究所、医薬品医療機器総合機構、医療機器開発に携わる研究者、学会及び産業界等として国際標準化を推進するために必要と思われる政策を以下に提言する。

2. 国際標準化に係る基本戦略

国際標準化については、資料 1 及び資料 2 に示したとおり、経済産業省において様々な取組が行われている。経済産業省が実施している施策の概要は以下のとおりであり、厚生労働省において医療機器分野の国際標準化を推進するためには、経済産業省との連携を更に強化することが基本的戦略になるとと思われる。

- ・ 国際標準化への対応状況調査
- ・ 戦略的な国際標準化の推進
- ・ スマートグリッド分野における国際標準化（国際標準化の推進方策事例）
- ・ アジア諸国との連携
- ・ 普及啓発・人材育成に係る取組
- ・ 現行の国際標準提案制度の課題調査

各項目の詳細説明は資料 1 及び資料 2 に委ねるが、国際標準化を推進する上で最も重要と思われる基本戦略を以下に概説する。

(1) 事業戦略と国際標準化

第一に認識すべき事項は、近年、世界経済のグローバル化が急速に進み、経済活動を妨げる国

境の壁が低くなり市場が世界単一化して行く中で、製品の性能が優秀でも国際標準から乖離した仕様では市場に受け入れられなくなってきていることである。このことは世界貿易機構(WTO)が、貿易障害協定(TBT協定)で加盟国に対して非関税障壁をなくす目的で国際規格に準拠した製品造りを要求していることでも明らかである。この観点より、グローバル化した世界市場においては「規格を制するものが市場を制する」といっても過言ではない。しかし、日本企業の国際標準化に関する認識は高いとは言えない。この原因は、従来の日本の物作りの基本方針である「良い物を適正な価格で市場に送り出し、市場を制する」事で製品を標準化するというデファクト標準重視の姿勢が世界の動向に合わなくなってきていると言える。米国でも従来のデファクト標準重視の方針からデジュール標準重視に大きく舵を切っていると思われる。

(2) 協調領域と協争領域の線引き

標準化は製品の差別化を困難にし、コスト競争に陥る危険性を持っている。従って、標準化で市場を大きくしながら収益を確保するためには、事業戦略を明確にした上で、作りたい標準を自ら提案し、不都合な標準は作らせないという積極的な取り組みが必要である。また、標準化とは、製品仕様の決定にあたって、何を競争領域とし、何処を協調領域とするかの線引きであるとも言える。このため、グローバル市場においては線引きでイニシアティブを取ったものが市場競争で優位に立つ可能性を持つ。しかし、線引きを誤れば、技術を固定化してその後の技術開発の妨げになるし、さらには市場に受け入れられない標準になる。標準化とビジネスは密接に結び付いており、競争領域においては如何にして市場競争を勝ち抜くかという開発戦略と直結している。また、開発戦略の立案に当たっても、技術開発を優先するのか、商品開発を優先するのかなどを市場のフェーズ(揺籃期、成長時、成熟期)や市場ニーズを見極める必要があり、事業戦略、開発戦略及び標準化戦略は一体となって進めるべきものである。

(3) 国際標準提案制度の在り方

国際標準化の推進にあたって基本的で且つ重要な事項は標準の階層における国家標準の有無であるが、同種の企業が多数存在する日本においては国家標準の形成がコンセンサス型となるために時間がかかりすぎる現状がある。この対応策として経済産業省では、従来制度に加えて国内コンセンサス形成に時間をかけず、他国に出遅れない新たな国際標準提案プロセスとして「トップスタンダード制度」を導入した。この制度化では、国際標準に積極的に取り組む企業は必ずしも国内調整を経由せずに JISC の審査を経るだけで特定の技術等について直接国際標準化の提案を行うほか、横断的分野における提案で適切な検討の場がない場合には新しい TC/SC/PC の設置を提案できる。本制度の導入により、国際標準提案までの時間の短縮できると共に、先進的且つ競争力を持つ内容がそのまま国際標準化提案として提案可能となり、国際標準化の戦略的活用を推進できるものと思われる。

(4) 人材育成・普及啓発に係る取組

日本においては国際標準化の重要性に対する認識が低く、標準化を旧来の公共的意義として認識している傾向が強い。また、標準化を知的財産権の一環としての競争力強化ツールとして利用する認識も低いことから、諸外国と対等に渡り合うためには企業経営者等、組織のトップの意識改革が必要である。2005年以降、経済産業省では「事業戦略と標準化シンポジウム」や「標準化と品質管理全国大会・地区大会」等を全国各地で開催し、国際標準化の重要性に係る啓発活動を

行っている。また、経済産業省は国際標準化活動に積極的に貢献すると共に顕著な功績を治めた個人又は組織を表彰するシステムを構築しており、工業標準化事業表彰（内閣総理大臣表彰）及び国際標準化貢献者及び奨励者表彰（産業技術環境局長表彰）が平成 19 年度から、工業標準化事業表彰（経済産業大臣表彰）が昭和 28 年度から実施されている。国際標準化専門家の育成については、国際標準化入門研修、国際標準作成件研修、国際標準化リーダーシップ研修、団体・国際標準作成研修、団体・国際標準リーダーシップ研修及び企業・団体への訪問研修等が実施されている。その他、次世代を担う若者に対する標準化教育を推進するため、2006 年度から大学・専門学校のほか、小学校、中学校、高等学校を対象とした教育活動を行っている。

(5) 我が国における国際標準の基本戦略

日本の国際標準化に関する基本的アプローチとしては、「我が国企業は産業力の発揮に向け、事業戦略と国際標準化を一体的に取り組む」体制を構築し、国の策定した下記の 4 項目の「戦略的国際標準化に向けての 4 つの挑戦」を着実に実行し、技術で勝ってビジネスで負けない様な日本の再生への努力を実施する事にある。

- ・戦略重点分野の特定
分野を特定しない スマートグリッド等重点分野を戦略的に特定
- ・システム思考の導入
個々の要素技術の標準化 全体システムの視点に立った標準化
- ・標準化を経営の柱とする
標準獲得の目的化 弱み強み分析に基づくオープン・クローズ戦略
- ・認識力を活用した新市場創出
標準ありきの認証 標準が存在しない新分野で認証力を通じた新市場創出

3. 医療機器分野における国際標準化に必要な諸因子

平成 23 年度に実施した ISO/IEC 国内審議団体へのアンケート調査の結果から、個別製品の国際標準化を国家事業として推進するためには、国際標準化に係る方向性、戦略及び産官学の役割分担等を明確に示すことが必要であり、製品開発分野、国内環境分野、国際活動分野及び公的予算分野において、表 1 に掲げた施策を実行することが現時点で国際標準化活動に携わる産官学関係者の共通した意見であることが明らかになった。一方、ISO/TC194 等が担当する試験法に関する国際規格は多くの医療機器を対象とした分野横断的な規格である。この場合は提案国に拘わらず、日本の要望を盛り込んだ質の高い規格を作成することが重要であり、日本発に拘る必要はないと思われる。この基本概念は試験法の国際規格に限らず、個別製品の規格についても同様であると言える。

国際標準化は我が国の製品や技術を障壁なく海外へ輸出する上で企業戦略として有益であるが、標準化活動は企業内で評価の対象とならない実態があるため、その重要性を国として啓蒙することが必須である。世界的にデファクト標準からデジュール標準に移行している状況下、国際標準化に対する企業経営陣の認識を高めることにより、標準化活動が正当に評価される環境が整備され、企業内における人材育成や資金的な問題も改善されると思われる。

従来から欧州諸国は ISO 活動に注力していたが、最近では米国、中国、韓国等の関連諸国も行政担当官を含めて積極的に参画しているため、我が国の規制当局担当者も国家戦略として恒常的

に国際会議に出席することが望まれる。

米国・FDA/ANSI、ドイツ・DIN、フランス・AFNOR、英国・BSI 等、主要国は国内/国際規格に関与する国家機関を持っていると共に、基礎データの収集や保持も行っていると思われる。日本には JISC/JSA があるが、諸外国の関連機関と比較して実質的に対等の機能を果たしているか定かではないため、医療機器分野の国際標準化を戦略的に進める組織として国立医薬品食品研究所又はその他の規制担当当局に国際標準化担当部署を設置する必要があると思われる。国際標準化担当部署においては、国際幹事及びコンビーナ等を積極的に引き受けると共に、他国の規格等の情報収集及び整理整頓・解析、事故・ヒヤリハット事例の情報収集、医療行政への標準化の反映やガイドラインへの標準化のフィードバック、審議団体への財政的支援等を行うことが望まれる。

国際標準化を成功させるためには、国際会議に長期に渡り積極的に参加することが大前提となるが、表 1 に掲げた各項目中、1)科学的根拠に基づいた質の高い規格提案と丁寧な説明、2)事前説明、意見交換、協力依頼、良好な信頼関係の構築等、ロビー活動も含めた関係諸国との連携、3)人材育成が最も基本的且つ重要な因子となる。国際的シェアの高い製品については標準化作業の主導権を握ることが容易となるため、医療イノベーション 5 か年戦略の一環として、公的予算処置を含めて高品質・高機能製品の開発を促進することも重要である。表 1 に掲げたその他の項目は国際標準化を成功させる上で補助的な役割を担う。各項目の現状と課題並びに対策・提言等の具体例については資料 3 を参照して頂きたい。また、アンケート調査結果の生データは平成 23 年度総括・分担研究報告書に掲載されている。

4. 国際標準として提案した又は提案可能な日本独自の規格等

(1) 日本医療器材工業会

日本医療器材工業会（医器工）が現在までに作成した JIS リストを表 2 に示した。医器工が作成した日本独自の JIS は品目毎に作成しているため、品目が異なっても同じ内容の規格が多い。一方、諸外国（欧米）は医療機器の構成部位毎に関係する ISO 規格を引用して製品の仕様や評価を行っているため、製品全体としての規格を必要としていない。しかし、針、カテーテル、チューブ等は製品の目的や仕様をまとめた方が理解し易いため、要求事項を整理して 1 つの規格にした方が良いと思われる。

国際規格の作成にあたっては、国際的シェアの高い製品を選択することが一手段となる。内視鏡はオリンパスが大きなシェアを占めており、日本発の規格を国際標準化し易い環境にある。血液透析器の国際規格は存在するが、性能に関する規格はない。現在、血液透析器は機能クラスに応じて 5 段階に分類されており、クラス毎に適用と保険点数が異なるため、性能規格を作成することは新しい概念となる。

(2) 日本歯科商工協会

1) 歯科の国際標準化活動の経緯

我が国の歯科器材の歴史は、先ず外国製品の輸入から始まり、国産化は第二次世界大戦前後からである。そのため、先ず輸入品に合わせて規格が制定され、国産化に伴って順次改正・制定された。後発の国産歯科製品を輸出するためには国際標準への適合が必要となったため、歯科業界は、ISO 規格と 1962 年に設立された ISO/TC106（歯科）の情報把握を目的として、1966 年に開催された TC106 国際会議に初めてオブザーバとして参加し、1980 年に投票権のある P メンバーとなった。1983 年、1995 年及び 2009 年には、我が国において国際会議を開催した。現在、2 つの分

科委員会：SC7（オーラル製品）及びSC9（歯科CAD/CAMシステム）の幹事国・国際幹事を日本が務めている。

2) 歯科 ISO 規格と JIS の現況

ISO 規格は、適用範囲の観点からは製品規格、水平規格及び品質システム規格に大別される。ISO/TC106(歯科)において協議される規格は、ほとんどが個別製品を対象とする製品規格であり、全ての製品に共通して適用される規格（通則）は数少ない。

日本歯科商工協会が現在までに作成した JIS、及び対応する ISO 規格のリストを表 3 に示した。

3) 製品規格について

日本からの提案による歯科 ISO 規格とその状況は次のとおり。

歯科材料

- ・ 制定済：ホルダー一体形デンタルフロス、JIS なし、SC7/WG6：座長 / 日本
提案理由：JIS 及び ISO 規格ともに存在しなかった。日本製品が高品質である。
- ・ 制定済：義歯床安定用糊材（JIS T 6525）、SC7/WG9：座長 / 日本
提案理由：ISO 規格がなかった。日本品優勢化のため、JIS に基づき ISO 規格化した。
- ・ 作業中：マグネティックアタッチメント、JIS 予定、SC2/WG22：座長 / 日本
提案理由：JIS 及び ISO 規格ともに存在しない。日本製品が市場で先行している。
- ・ 作業中：歯科用レジンセメント（JIS T 6611）、SC1/WG15：座長 / 日本
提案理由：接着レジン技術は日本が開発し、約 30 年経過。日本製品が高品質である。

歯科器械

- ・ 提案協議中：根管長測定器（JIS T 5751）、SC4：幹事国 / ドイツ
提案理由：JIS があり、ISO 規格が存在しない。日本製品が高品質である。
- ・ 提案協議中：歯科用多目的超音波治療器（JIS T 5750）、SC4：幹事国ドイツ
提案理由：JIS があり、ISO 規格が存在しない。日本製品が高品質である。

4) 水平規格について

医療機器の安全性に関しては通則として、医療材料全般が対象の ISO 10993-1（ISO/TC194 作成）及び歯科材料が対象の ISO 7405（ISO/TC106 作成）並びに医療用電気機器全般が対象の IEC 60601-1 が既に制定され、歯科分野では個別製品の規格にこれらの通則を引用していることから、安全性に関する通則は新たに制定する必要はない。

なお、我が国では、認証基準等において引用される「歯科材料の製造販売承認申請等に必要となる物理的・化学的及び生物学的試験の基本的考え方について（平成 19 年 8 月 31 日付け薬食機発第 0831002 号）」によって、個別製品ごとに詳細な試験項目のガイドラインを示しているが、この詳細さに相当する ISO 規格等は存在しない。詳細ガイドラインであるため、提案予定はない。

(3) 発信すべき医療機器・技術・手法の新規提案

本事業では、国際標準化作業を円滑に進めるための因子を明らかにすることを目的として、医療情報分野、試験法分野及び歯科分野への規格提案に関する 3 つのケーススタディを実施した。

各ケーススタディにおいて得られた成果や厚生労働省への提言の概要は以下のとおりである。なお、各ケーススタディの詳細は資料 4-6 を参照して頂きたい。

A)医療情報分野：医療波形情報の ISO 化活動に関する支援（資料 4）

我が国は、医療情報システムに関して、国際的に見て高い先進性を持っている。レセプト計算用のコンピュータが 1970 年代から導入され、その元データとなる処方オーダ等も早い時期から普及し、大学病院を始め、多くの大病院は電子カルテに移行し、医療における多くのデータが統合的に保存されるようになった。

この状況をより良い方向に進めるためには、本邦においての医療情報に関する標準化を積極的に進めるべきである。情報システムのデータ構造は、医療機器本体等のハードウェアに比べると、具体的な構造がわかりにくく、またコンバータ等をソフトウェア的に準備・実装することで、構造の相違が解決してしまうことが多い。また、そのような作業が表面に出ることが少ないため、必要性が実感され難い。

今回、ISO 規格として TS から IS への変更を目した MFER (Medical waveform Format Encoding Rule) は心電図、脳波及び呼吸波形等の医用波形を相互利用するための標準規約であり、2007 年に ISO/TS11073-92001 として採用されたものである。放射線画像は DICOM 規格で標準が普及したのに比べ、その普及が十分でない。また、心電波形の標準化は、QT 延長症候群等、医薬品の副作用の検討の上で非常に重要である。しかし、臨床的な有用性を見いだす文献が少ないことが IS への提案に際して指摘されている。そこで、本研究班においてケーススタディを立ち上げ、複数の大学病院での MFER 運用経験を元にその有用性を文献化するべく、臨床研究を行った。提言作成時点では文献発表まで至ってはいないが、運用経験の蓄積により、今後の標準規格文書作成に必要な知見が得られつつある。

医療情報の標準化が、明確に「低コスト化・高品質・可用性の向上（システム設定の簡便化）」につながることを証明し易い分野として薬事、特に治験のデータ管理が挙げられる。通常の医療業務と作業が区別されているため、通常は明確に評価されないコストや品質の評価が可能となるからである。現在、増えている国際共同治験等で、日本の治験の質やコストについて利点があることを証明することを今後目指して行きたい。

B)試験法分野：ラウンドロビンテストへの参画を通じた ISO 活動

ISO/TC194 (医療機器の生物学的評価) では、製品規格ではなく、医療機器の生物学的安全性評価のための試験法及び医用材料からの溶出物、分解生成物、及び滅菌残留物の定性・定量的試験法に関する国際規格を作成している。医療機器全般に共通した ISO とも言える。

医療機器の薬事申請のために GLP 下の生物学的安全性試験の実施が求められているが、試験法によっては国際的に整備されているとは言いがたいものもある。どこの国で申請する場合も、機器の種類に応じた当該試験のいくつかの実施が求められることから、試験法の標準化は、世界共通の関心事である。ただ、各国とも生物学的安全性試験はその国の局方収載試験法を基本としており、各国独自の試験法が既に存在している。この現実から、ISO では特定の 1 試験法のみというよりは適切な複数の試験法を掲載し、そのうちのどの試験法で実施しても各国の規制当局は審査するという流れが適切と考える。

その適切な試験法の選択を行うために、TC194 では参加国が試験法検証のための国際共同研究 (ラウンドロビンテスト) を実施することがある。これまでに細胞毒性試験 (WG5)、現在は、血

液適合性試験（WG9、溶血性）についてラウンドロビンテストが進行中である。

ケーススタディとした溶血性ラウンドロビンテストでは、日本からの2機関、ドイツ、中国、米国、フランスから計12機関が、6サンプル、4種の試験法、ヒト及びウサギ血液を用いて2013年1月から3月に試験を実施している。2013年4月にイタリア（パビア）で開催されるISO/TC194総会で中間報告が行われる予定となっている。

ラウンドロビンテストへの参加は、常に各国とコンタクトを取る必要があり、自然と討議しやすい環境が整うことから、国際標準化作業を円滑に進めるための有効な手法と考えられるが、加えて下記のメリット、デメリットがある。

・メリット

自国の試験法を提案でき、結果によっては、自国の試験法を国際標準とできる。自国の試験法の妥当性が外国にも科学的データを根拠に認めもらえる。

・デメリット

当該試験の進行は、取り纏めるコンビーナの力量によるところが大きい。試験試料の準備、試験手法の共通化等の試験実施前の準備のほか、試験実施後の参加機関からのデータの取りまとめ、論文等による公表までである。自国だけが期日どおりにデータを提出しても、全体の成果としては、最後の参加国がデータを提出するまで待たざるを得ない。それ故、全体としての成果が得られるまでの時間が予測し難い。

TC194では、2013年1月に日本人エキスパートがWG3（動物福祉）のコンビーナとして承認され、ISO中央事務局に登録された。これまでの、長年にわたる日本からの丁寧な対応が功を奏したものと考える。

医療機器のISO/IEC活動への参画については、厚生労働省からも機会あるごとに、企業団体及び企業の役員クラスの方への、この活動の意義、重要性を啓蒙して頂けるよう、強く提言したい。ISO/IEC活動を個人業績としても認める方向で指導してもらいたい。ISO/IEC活動が維持されていることで、各企業も直接的又は間接的に恩恵が得られていることを啓蒙して頂きたい。

C) 歯科分野：歯科用CAD/CAMマシンで作製する修復物の精度に関する新しい評価方法（資料5）

歯科分野のケーススタディである「歯科用CAD/CAMマシンで作製する修復物の精度に関する新しい評価方法」の策定に関する国際標準化活動では特に大きな成果が得られ、2011年9月に開催されたISO/TC106総会（フェニックス会議）において、同システムについて討議する新SCの設立を日本が提案し、満場一致で承認された。同時に新SCはISO/TC106/SC9として活動し、SC9/WG1（歯科用CAD/CAMシステム）はConvener（日本歯科大 / 小倉英夫教授）及び幹事国ともに日本が担当することに決定された。目標であったISO/FDIS 12836「Dentistry – Digitizing devices for CAD/CAM systems for indirect dental restorations – Test methods to assess the accuracy」は平成24年8月に実施された投票において承認された。また、歯科用CAD/CAMマシンで作製する修復物の精度に関する新しい評価方法に次ぐ新たな規格「Test method to evaluate the accuracy of machined dental restorations」を平成24年10月に開催されたISO/TC106総会（パリ会議）において提案し、標準化作業を開始することが採択された。

近年、歯科用CAD/CAMシステムは世界的に需要が拡大していると共に、設備自体が広範囲の技術を必要とする。今後、同システムは歯科領域にとって重要な分野となるため、ドイツを初めとしたヨーロッパ諸国と米国が主導権争いを展開していた。関連団体へのヒヤリング及びアンケー

ト調査の結果からも明確になったように、国際規格の新規提案に必要な要因の1つとして、ロビー活動が挙げられる。日本は中立国の立場として長年に渡って国際会議に参加し、2010年度及び2011年度のISO/TC106総会時以前から関係諸国と友好関係を築いて来た。今回のケーススタディでは本成果が実る形となり、科学的根拠に基づいた質の高い規格提案と丁寧な説明を行った日本がドイツ及び米国の間に入る中立国として、ISO/TC106/SC9/WG1のConvenerと幹事国を獲得できたものと考えられる。

5. 各国政府の支援状況

製品規格に直結するTCの場合、医療機器分野においても事実上の標準を勝ち取ることが企業活動の存亡に係わるため、企業自体が人材及び資金を積極的に投資するものと思われる。一方、試験法に関する技術委員会であるISO/TC194は企業的なメリットを獲得し難いTCであり、国内及び海外ともに諸外国への薬事申請を円滑化することを目的として、専門家としてボランティア的に活動している。国内委員会の活動費は関連企業が所属する団体が負担しており、各専門家は各自が所属する研究機関、大学又は団体の予算を利用して国際会議に出席している。この実態は国内及び海外ともに同様であり、国からの直接的な資金的援助は受けていない。ISO/TC212も国内及び海外ともにISO/TC194と同様の形態で活動している。歯科分野や電気分野をはじめとした幾つかのISO及びIEC国内審議団体は経済産業省から若干の資金的補助を受けて活動している事例もあるが、医療機器分野における多くのTCは国内外ともにISO/TC194と同じ形態により活動しているものと思われる。

一方、スマートグリッドや電子通信分野等、国家プロジェクトとして活動する比較的大きなTCは国からの直接的な援助を受けている事例が多い。総務省が所管する情報通信審議会情報通信政策部会である「通信・放送の融合・連携環境における標準化政策に関する検討委員会」の第16回会議（2010年11月19日開催）において株式会社三菱総合研究所が提出した調査結果「諸外国における標準化政策について」を資料6に示した。米国では、民間の標準化団体による標準が重視され、国防省等が政府調達基準として民間標準の利用を促進している。研究開発に係る調達は約550億ドル（2007年調達総額：4,600億ドル）であり、NIST(National Institute of Standards and Technology)により策定される連邦政府調達基準に従って調達される。また、米国はライセンスやCRADA(共同研究開発契約)を通じて政府開発技術の民間への移転が活発に行われている。欧州は統一規格による欧州単一市場の枠組みにより、早くから標準化活動に対してEUが欧州標準化機構を通して直接的な支援を実施している。また、近年ではICT分野の技術標準の在り方の変化に伴い、ICT標準に対する政策の見直しが行われている。欧州標準化機構による標準がない分野ではフォーラムやコンソーシアムのICT標準の利用促進を図り、サービスやアプリケーションの政府調達における基準策定等が検討されている。韓国は政府として標準化政策を強力に主導しており、韓国情報通信技術協会が毎年更新しているICT標準化ロードマップには、国内外の市場分析、技術開発と標準化のステップの分析、対象分野の標準化団体、標準化のスケジュール等が詳細に示されている。国際標準化の推進に係る専門家への活動支援も実施されており、その役割等に応じて会議参加費(旅費等の実費、食費、日当、会議登録費等)、情報活動費を支給している。その他、IT-Korea未来戦略や海外進出支援戦略等が策定・実施され、その中で重点分野が定められている。このような世界情勢の中、1)フォーラムやコンソーシアム等によるデファクト標準への対応、2)政府調達における標準化を意識した支援、3)評価政策における重点分野の絞り込み等が我が国の課題となっている。

6. 日本政府が行うべき財政的支援とその条件

表 1 に示した公的予算分野においては、国からの資金的援助について様々な要望が産業界から寄せられている。医療機器分野の各 TC は小規模であり、現状として国から直接的な支援を受けている事例は国内外ともに極めて少ないと思われるが、医療機器分野の国際標準化を国家戦略として推進し、諸外国と対等以上に渡り合える環境を整備するためには、企業努力に加えて、厚生労働省としても何らかの支援を行う必要があると思われる。上述した電子通信分野等、国家プロジェクトとして活動する TC に対する諸外国の国家的支援を参考として、今後、厚生労働省として医療機器分野の国際標準化を促進するための施策を積極的且つ迅速に検討することが重要である。

厚生労働省として財政支援を実施するにあたっては、国際標準化事業実施団体の信頼性を確認の上、申請テーマの重要性、及び当該団体への財政支援の必要性による優先順位付けを行うことによって、財政支援の効率を高めるよう配慮する必要がある。また、現時点では経済的に弱い、又は国際標準化業務の経験が少ない中小企業（団体）並びに先進医療機器を開発したベンチャー企業の場合には、優先順位を上げて対応することが望まれる。特に、中小企業の場合には、実務に携わる社員に経営者がバックアップを行うよう啓蒙する必要がある。一方、厚生労働省における支援業務を円滑に実施するためには、国際標準化支援事業の経験が長い経済産業省の事例を参考にして、医療機器に適した、より有効でスピーディーな支援ができる業務実施手順を構築すべきである。

なお、参考資料として、経済産業省所管の国際標準化事業で現在用いられている予算申請手続様式事例を資料 7 に示す。